

労務 ROAD

■令和7年度税制改正について①

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。
令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用される改正点、①基礎控除 ②給与所得控除 ③扶養親族等の所得要件 ④特定親族特別控除 ⑤源泉控除対象親族 について、今号と次号の2回にわたって改正ポイントを取り上げます。

① 基礎控除

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

② 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

③ 扶養親族等の所得要件

①の基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

④と⑤については次号にてご紹介いたします

VOL.965
(2407-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は
「労働保険事務組合」への加入
が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
- ✓ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

7月労務スケジュール

- ・賞与支払届の提出
(支給日から5日以内)